（第１片）（表）

|  |
| --- |
| 　　年　　月　　日葛飾区保健所長　　宛て住　所管理者氏　名　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 診療用エックス線装置備付届下記のとおり診療用エックス線装置を備えたので、医療法第15条第３項及び医療法施行規則第24条の２の規定により届け出ます。記 |
| １ | 名　称 |  |
| ２ | 所在地 | 葛飾区電話 （ ） ＦＡＸ （ ） |
| ３ | 診療用エックス線装置に関する事項 |
|  | 製作者名 |  |
| 型式 |  |
| 定格出力 | 連　続 | キロボルト（ｋＶ）ミリアンペア（ｍＡ） |
| 短時間 | キロボルト（ｋＶ）　　　　　　　　　　秒ミリアンペア（ｍＡ） |
| 蓄放式 | キロボルト（ｋＶ）マイクロファラッド（μＦ） |
| エックス線管の数 | 管球 |
| 用途 | 一般撮影　・　透　視　・　Ｃ　Ｔ　・　歯科用その他（ ） |
| ４ | エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名、職種、免許証登録年月日及び登録番号 |
|  | 氏名 | 職種 | 医籍の登録事項 |
| 臨床研修等修了登録年月日 | 免許証 |
|  | 医　　師・診療放射線技師歯科医師・診療エックス線技師 | 年　　　月　　　日 | 第　　　　　　　　号年　　月　　日 |
|  | 医　　師・診療放射線技師歯科医師・診療エックス線技師 | 年　　　月　　　日 | 第　　　　　　　　号年　　月　　日 |
| ５ | 備付年月日 | 　　　　年　　　　月　　　　日 |

（第１片）（裏）

|  |  |
| --- | --- |
| ６ | 診療用エックス線装置の放射線障害防止に関する構造設備の概要 |
|  | 医療法施行規則第30条第１項第１号に規定するエックス線管及び照射筒の遮へい | 有　・　無 |
| 総ろ過 | ミリメートル | アルミニウム当量モリブデン当量 |
| 透視装置 | 患者への入射線量率50ミリグレイ／分 | 以　下・超える |
| 一定時間経過時に警告音等を発することのできる透視時間を積算するタイマー | 有　・　無 |
| 高線量率透視制御 | 有　・　無 |
| 焦点皮膚間距離が30センチメートル以上になるような装置又はインターロック | 有　・　無 |
| 受像面を超えないように照射野を絞る装置 | 有　・　無 |
| 受像器を通過したエックス線が150マイクログレイ／時（接触可能表面から10センチメートル） | 以　下・超える |
| 最大受像面を３センチメートル超える部分を通過したエックス線が150マイクログレイ／時（接触可能表面から10センチメートル） | 以　下・超える |
| 利用線錐以外のエックス線を有効に遮へいするための適切な手段 | 有　・　無 |
| 撮影装置 | 照射野絞り装置 | 有　・　無 |
| 医療法施行規則第30条第３項第２号に規定する焦点皮膚間距離 | 以　上・未　満 |
| 胸部集検用間接撮影装置 | 利用線錐が角錐型かつ受像面を超えない照射野絞り装置 | 有　・　無 |
| 接触可能表面から10センチメートルにおいて１マイクログレイ／１ばく射以下となる受像器の一次遮へい体 | 有　・　無 |
| １０センチメートルにおいて１マイクログレイ／１ばく射以下となる被照射体周囲の箱状の遮へい物 | 有　・　無 |
| 移動型・携帯型装置等 | エックス線管焦点及び患者から２メートル以上離れて操作できる構造 | 有　・　無 |
| 装置の保管場所 |  |  |
| 治療用装置 | ろ過板が引き抜かれた場合、エックス線の発生を遮断するインターロック | 有　・　無 |
| 口内法撮影装置 | 照射筒先端における照射野の直径 | センチメートル |  |

（第２片）（表）

|  |  |
| --- | --- |
| ７ | エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 |
|  | 使用の場所 |  |
| 診療室の防護物の概要 | 遮へい物遮へい物を設ける場所 | 構造、材料、厚さ |
| 天井 |  |
| 床 |  |
| 周囲の画壁等 | （東） |  |
| （西） |  |
| （南） |  |
| （北） |  |
| 監視用窓 |  |
| 出入口の扉 |  |
| その他の開口部 |  |
| 操作室 | 有　・　無　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 診療室の標識 | 有　・　無 |
| ８ | エックス線診療室の放射線障害防止に関する予防措置の概要 |
|  | 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | 有　・　無 |
| 使用中の表示 | 有　・　無 |
| 画壁等外側の実効線量が１ミリシーベルト／週以下となる措置 | 有　・　無 |
| 管理区域 | 管理区域を設ける場所 | 別添図面のとおり |
| 境界における実効線量が1.3ミリシーベルト／３月以下となる措置 | 有　・　無 |
| 立入制限措置 | 有　・　無 |
| 標識 | 有　・　無 |
| 敷地の境界等 | 敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト／３月以下となる措置 | 有　・　無 |
| 入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3ミリシーベルト／３月以下となる措置　 | 有　・　無 |
| その他 | 取扱者の被ばく測定器具 | ・フィルムバッジ　　・ポケット線量計　　・ＴＬＤ・リングバッジ　　　・その他（　　　　　　　　　　　　　） |
| 防護用具（防護前掛等） | 有　・　無 |

（第２片）（裏）

注意事項

１　隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面図及び側面図を添付すること。

２　診療室図は、照射方向、エックス線管から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の１の縮図とすること。ただし、歯科用診療室は、50分の１又は25分の１の見やすい縮図とすること。

３　管理区域の標識、使用中ランプ等の位置を診療室図中に記入すること。

４　エックス線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の免許登録番号及び年月日を記入すること。

５　漏えい放射線測定結果報告書（写）を添付すること。

副本が必要な場合は、提出書類は、正副２部ご用意ください。

平成15年2月28日現在

医療法

第15条第3項　病院または診療所の管理者は、病院又は診療所に診療の用に供するエックス線装置をそなえたときその他厚生労働省令で定める場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、病院又は診療所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

医療法施行規則

（エックス線装置の届出）

第24条の2 病院又は診療所に診療の用に供するエックス線装置（定格出力の管電圧（波高値とする以下同じ。）が10キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが1メガ電子ボルト未満のものに限る。以下「エックス線装置」という。）を備えたときの法第15条第3項の規定による届出は、10日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することによって行うものとする

第24条の2第1号　病院又は診療所の名称及び所在地

第24条の2第2号　エックス線装置の製作者名、型式及び台数

第24条の2第3号　エックス線高電圧発生装置の定格出力

第24条の2第4号　エックス線装置及びエックス線装置診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

第24条の2第5号　エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴

（エックス線装置の防護）

第30条第1項　エックス線装置は次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。

第30条第1項第1号　エックス線管の容器及び照射筒は、利用線錐以外のエックス線量が次に掲げる自由空気中の空気カーマ率（以下「空気カーマ率」という。になるように遮へいすること。

イ　定格管電圧が50キロボルト以下の治療用エックス線装置にあっては、エックス線装置の接触可能表面から5センチメートルの距離において1.0ミリグレイ毎時以下

ロ　定格管電圧が50キロボルトを超える治療用エックス線装置にあっては、エックス線管焦点から1メートルの距離において10ミリグレイ毎時以下かつエックス線装置の接触可能表面から5センチメートルの距離において300ミリグレイ毎時以下

ハ　定格管電圧が125キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置にあっては、エックス線管焦点から1メートルの距離において、0.25ミリグレイ毎時以下

ニ　イからハまでに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあっては、エックス線管焦点から1メートルの距離において、1.0ミリグレイ毎時以下

ホ　コンデンサ式エックス線高電圧装置にあっては、充電状態であって、照射以外のとき、接触可能表面から5センチメートルの距離において、20マイクログレイ毎時以下

第30条第1項第2号　エックス線装置には、次に掲げる利用線錐の総濾過となるような付加濾過版を付すること。

イ　定格管電圧が70キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置にあっては、アルミニウム当量1.5ミリメートル以上

ロ　定格管電圧が50キロボルト以下の乳房撮影用エックス線装置にあっては、アルミニウム当量0.5ミリメートル以上又はモリブデン当量0.03ミリメートル以上

ハ　輸血用血液照射エックス線装置及びイ及びロに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあっては、アルミニウム当量2.5ミリメートル以上

第30条第2項　透視用エックス線装置は、前項に規定するもののほか、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。

第30条第2項第1号　透視中の患者への入射線量率は、患者の入射面の利用線錐の中心における空気カーマ率が、50ミリグレイ毎分以下になるようにすること。ただし、操作者の連続した手動操作のみで作動し、作動中連続した警告音等を発するようにした高線量率透視制御を備えた装置にあっては、125ミリグレイ毎分以下になるようにすること。

第30条第2項第2号　透視時間を積算することができ、かつ、透視中において一定時間が経過した場合に警告音等を発することができるタイマーを設けること。

第30条第2項第3号　透視時のエックス線管焦点皮膚管距離が30センチメートル以上になるような装置又は当該皮膚焦点間距離未満で照射することを防止するインターロックを設けること。ただし手術中に使用するエックス線装置のエックス線管焦点皮膚間距離については20センチメートル以上にすることができる。

第30条第2項第4号　利用するエックス線管焦点受像機間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置を備えていること。ただし、受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合にあっては、受像面に外接する大きさまでエックス線照射野を許容するものとする。

第30条第2項第5号　利用線錐中の蛍光版、イメージインテンシファイア等の受像器を通過したエックス線の空気カーマ率が、利用線錐中の蛍光版、イメージインテンシファイア等の受像器の接触可能用面から10センチメートルの距離において、150マイクログレイ毎時以下になるようにすること。

第30条第2項第6号　透視時の最大受像面を3.0センチメートル超える部分を通過したエックス線の空気カーマ率が、当該部分の接触可能表面から10センチメートルの距離において、150マイクログレイ毎時以下になるようにすること。

第30条第2項第7号　被照射体の周囲には、利用線錐以外のエックス線を有効に遮へいするための適当な手段を備えること。

第30条第3項　撮影用エックス線装置（胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。）は、第1項に規定するもののほか、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。

第30条第3項第1号　利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置を備えていること。ただし、受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合にあっては、受像面に外接する大きさまでエックス線照射野を許容するものとし、口内法撮影用エックス線装置にあっては、照射筒の端における照射野の直径が6.0センチメートル以下になるようにすること。

第30条第3項第2号　エックス線管焦点皮膚間距離は、次に掲げるものとすること。ただし、拡大撮影を行う場合にあっては、この限りではない。

イ　定格管電圧が70キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置にあっては、15センチメートル以上

ロ　定格管電圧が70キロボルトを超える口内法撮影用エックス線装置にあっては、20センチメートル以上

ハ　歯科用パノラマ断層撮影装置にあっては、15センチメートル以上

ニ　移動型及び携帯型エックス線装置にあっては、20センチメートル以上

ホ　CTエックス線装置にあっては、15センチメートル以上

ヘ　乳房撮影用エックス線装置（拡大撮影を行なう場合に限る）にあっては、20センチメートル以上

ト　イからニまでに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあっては、45センチメートル以上

第30条第3項第3号　移動型及び携帯型エックス線装置及び手術中に使用するエックス線装置にあっては、エックス線管焦点及び患者から2メートル以上はなれた位置において操作できる構造とすること。

第30条第4項　胸部集検用間接撮影エックス線装置は、第1項に規定するもののほか、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない

第30条第4項第1号　利用線錐が角錐型となり、かつ、利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置を備えること。

第30条第4項第2号　受像器の1次防護遮へい体は、装置の接触可能表面から10センチメートルの距離における自由空気中の空気カーマ（以下「空気カーマ」という）が1ばく射につき1.0マイクログレイ以下になるようにすること。

第30条第4項第3号　被照射体の周囲には、箱状の遮へい物を設けることとし、その遮へい物から10センチメートルの距離における空気カーマが、1ばく射につき1.0マイクログレイ以下になるようにすること。ただし、エックス線装置の操作その他の業務に従事する者が照射時に室外へ容易に退避することができる場合にあっては、この限りでない。

第30条第5項　治療用エックス線装置（近接照射治療装置を除く）は、第1項に規定する障害防止の方法を講ずるほか、濾過板が引き抜かれた時は、エックス線の発生を遮断するインターロックを設けたものでなければならない。